

地産霊園樹木葬墓（とこしえ）使用規則

第一条（目的）

この規則は地産霊園樹木葬墓（以下「とこしえ」という）の使用および管理に関する基準を定め、その運用の円滑化を図ることを目的とします。ただし、「とこしえ」は、特定の象徴樹木を持たない、自然環境を活かした埋葬形式となります。

第二条（用語の定義）

- この規則で「とこしえ」とは、地産霊園が永代にわたり、合同祭祀を行う共同墓をいいます。
- この規則で「永代供養料」とは、永代にわたる供養・管理サービスの対価として、一括して納入される金銭をいい、永代墓使用料、永代管理料を含めたものをいいます。
- この規則で「使用者」とは、「とこしえ」を使用することについて、当霊園から永代供養承諾（以下「使用承諾」という）を受けた方をいいます。
- この規則で「申込者」とは使用者の使用承諾を当霊園に申し出た方を行います。
- 「とこしえ」には、個別型（使用者の遺骨を独立して埋葬する形式）と合祀型（他の使用者と区別せずに埋葬する形式）を設けます。また、個別型には普通霊域（人骨の焼骨のみが埋蔵される霊域）とその他の霊域（人骨以外の焼骨も埋蔵可能な霊域）を設けます。

第三条（管理者）

「とこしえ」はPGMプロパティーズ株式会社 地産霊園 越生管理事務所（以下管理者という）が維持管理を行います。

第四条（規則の遵守）

使用者は「とこしえ」使用に当たってはこの規則に従うものとします。

第五条（使用目的）

「とこしえ」は納骨以外の目的に使用できないものとします。

第六条（使用資格）

「とこしえ」は国籍・宗教等を問わず、管理者が認めた場合は、どなたでも使用ができるものとします。

第七条（「とこしえ」の内容）

- 「とこしえ」における永代供養の開始は、使用者が逝去され遺骨を納骨した時点とし、開始日から永代にわたり供養を行います。
- 「とこしえ」に納骨された、または「とこしえ」に納骨するために管理者に預けられた使用者の遺骨については、本規則に定める合同供養の実施を管理者に委任し、管理者が祭祀主催者として供養を行うものとします。
- 合同供養は、春・秋の彼岸およびお盆の年3回、仏式にて行います。

第八条（申し込み手続き）

「とこしえ」の使用を希望する方は使用申込書に所定の事項を記載し、管理者が別途指定する関係書類（申込者の印鑑証明書、使用者の戸籍謄本または理（火）葬許可証など各一通）を添えて申し込みものとします。

第九条（使用者の登録と使用承諾証の発行）

申し込み手続きが完了し、かつ永代供養料の全額が納入された時点で、管理者が使用承諾を与えるものとします。使用者は、管理者から発行される使用承諾証をもって、「とこしえ」の使用者として登録されるものとします。

第十条（墓碑および墓誌の設置）

- 「とこしえ」の個別型には、墓碑を設置できるものとします。合祀型には合同の墓誌に個別の墓誌プレート（以下「墓誌」という）を設置できるものとします。
- 墓碑および墓誌の設置を希望する使用者または申込者は、管理者の承認を受けた石材店との間で墓碑および墓誌の設置工事契約を締結するものとします。
- 工事は所定の契約書を管理者に届け出ることによって行うことができます。
- 墓碑および墓誌は管理者が指定し、承認する仕様に限ります。
- 設置された墓碑および墓誌の撤去を希望する場合、当霊園に所定の書式で届け出をし、管理者の承諾を得た場合に限り撤去できるものとします。

第十一条（埋葬および改葬）

- 「とこしえ」に埋葬を行う方は、市区町村の発行する埋（火）葬許可証もしくは改葬許可証とともに前条の使用承諾証と、所定の書類を管理者に提出するものとします。
- 「とこしえ」のその他の霊域にベツト（犬や猫などの愛玩動物をいいます）を埋葬する場合は、管理者所定の届出が必要となります。
- 地産霊園内の他の墓所から「とこしえ」に改葬する場合は、改葬許可証は不要とします。
- 「とこしえ」への埋葬は、管理者または管理者から委託された者のみが執り行えるものとします。
- 使用者の遺骨は、「とこしえ」への埋葬前に、管理者指定の方法により粉骨処理を行うものとします。
- 粉骨化された遺骨は、埋葬後の改葬・取出が物理的に困難であるた

め、使用者および申込者は、「とこしえ」への埋葬後の遺骨の完全な取出が保証できない点、および通常の改葬請求は対応困難である点を予め承知するものとします。

第十二条（住所・氏名・名義変更の届出）

- 使用承諾証に記載された住所、氏名および名義等の変更があったときは管理者に速やかに届出るものとします。
- 前項の手続きが行われなかった場合は、埋葬等の手続きが実施できない場合があります。又、使用承諾の無償解除となる場合もあります。

第十三条（譲渡、転貸の禁止）

「とこしえ」の使用権、および使用承諾証はいかなる理由があっても、第三者に譲渡、転貸はできないものとします。

第十四条（使用者の追加）

- 「とこしえ」の個別型においては、管理者が指定する人数まで使用者を追加できるものとします。
- 使用者の追加を希望する方は、管理者の定める手続きにより申し込み、管理者が指定する追加の永代供養料を納入し、管理者の承諾を得るものとします。
- 追加できる使用者は、既存の使用者の死亡後または生前にかかわらず、使用者の相続人またはその親族（民法第725条）に限るものとし、その他これに準ずる血族・姻族については管理者が相当な事情があると認める場合に限り承諾されるものとします。

第十五条（解約）

- 使用者または申込者の都合で「とこしえ」が不要になった場合は、一体も納骨されていない場合に限り、別に定める書面に必要事項を記入のうえ管理者に提出することにより解約できるものとします。
- 墓碑等の設置物がある場合、使用者または申込者の費用負担により原状回復することを解約の条件とします。
- 既に納入した永代供養料は、理由の如何に関わらず原則として返還いたしません。

第十六条（反社会的勢力の排除）

- 使用者および申込者は、現在および将来にわたり、次のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者（暴力団関係企業を含む）、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）
 - 反社会的勢力を利用していること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 使用者および申込者は、自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 前2項に反する場合、管理者は催告なく契約を解除できるものとし、使用者は損害賠償または補填を請求できないものとします。管理者に損害が生じた場合、使用者は賠償するものとします。

第十七条（使用承諾の取り消し）

次の場合、管理者は使用承諾を取り消すことがあります。

- 「とこしえ」を墓地以外の目的で使用した場合
- 当霊園の規則に反し、管理者または他の使用者や申込者の心情に著しい影響を及ぼしたと認められる場合
- その他、管理者の指示に反することが明らかな場合

第十八条（個人情報取扱い）

管理者は、使用者および申込者の個人情報や、埋葬・供養・管理業務の実施に必要な範囲内でのみ使用するものとします。

第三者への提供は行いません。ただし法令による開示請求の場合はこの限りではありません。

第十九条（不可抗力による事故の責任）

天変地異等不可抗力による損害については、当霊園では一切責任を負いません。

第二十条（規則の改正）

この使用規則の内容については、「墓地埋葬等に関する法令」等現行法規が改正された場合、並びに社会的、経済的な情勢変化が生じた場合、および管理者が必要と認めた場合に改正することがあります。規則改正の場合、改正内容を1ヶ月以上前にウェブサイト公開することにより使用者に通知するものとします。使用者はこれに従うこととします。

第二十一条（その他）

その他本使用規則に定めのない事項についてはその都度、管理者が決定します。

以上